

川水総発第23号  
令和6年2月20日

川口市監査委員 澤野 高雄 様  
同 金井 洋 様  
同 奥富 精一 様  
同 福田 洋子 様

川口市長 奥ノ木 信夫



定期監査結果（指摘）に基づく措置について（通知）

令和5年12月26日執行の上下水道局（水道事業会計）定期監査結果について、下記のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指摘事項

財産管理について（上下水道総務課）

上下水道総務課が所管する公印の管理において、川口市上下水道局物品管理要綱に則って行われていないものが見受けられたので、適正な事務の執行及び管理を徹底されたい。

講じた措置の内容

上下水道総務課が所管する公印のうち、川口市上下水道局企業出納員の印が物品管理簿に記録されていなかったことから、川口市上下水道局物品管理要綱に則り記録整理を行いました。今後も適切な物品の管理に努めてまいります。

